

全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料

2023年1月

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

I 年金制度関係

- 1. 年金制度の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 年金制度改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. iDeCo改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4. 年金制度に関する周知・広報の推進・・・・・・・・・・・・ 18

II 年金事業運営関係

- 1. 国民年金保険料の収納対策について・・・・・・・・・・・・ 21
- 2. 国民年金事務費交付金について・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3. 国民年金システムの標準化について・・・・・・・・・・・・ 31
- 4. 年金手続のデジタル化の推進について・・・・・・・・・・・・ 33
- 5. 公的年金分野でのマイナンバー利用について・・・・・・・・ 35
- 6. 年金給付手続における公金受取口座の利用について・・・・ 37



I 年金制度関係

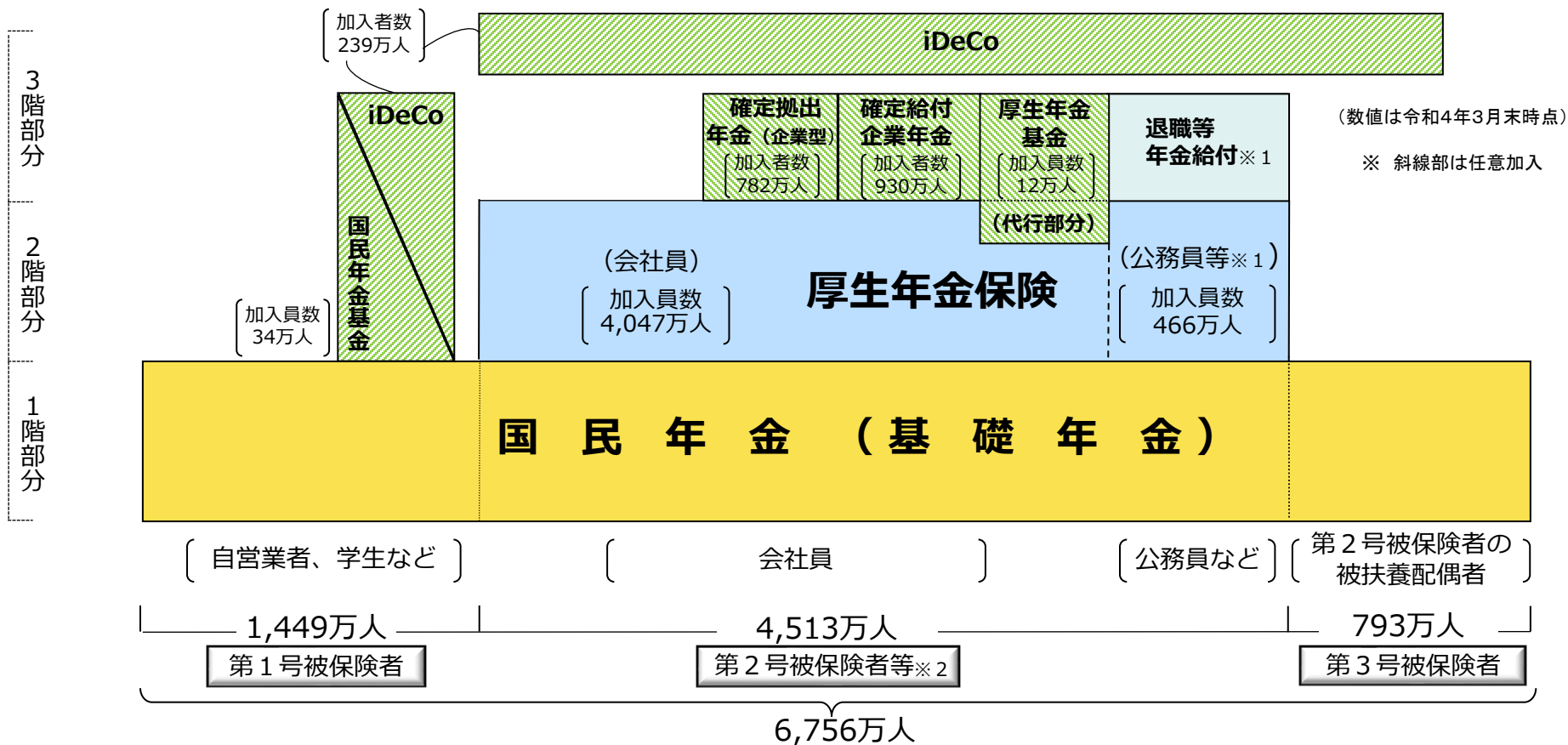


1. 年金制度の概況



年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

2. 年金制度改革について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

60歳から70歳の間となっていた年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～) **500人超の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～) **500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ 今回の改正では、**50人超規模の企業まで適用範囲を拡大**。(100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))

① 2016年10月～

② 2017年4月～

③ 今回の改正内容

(適用拡大前)

週30時間以上

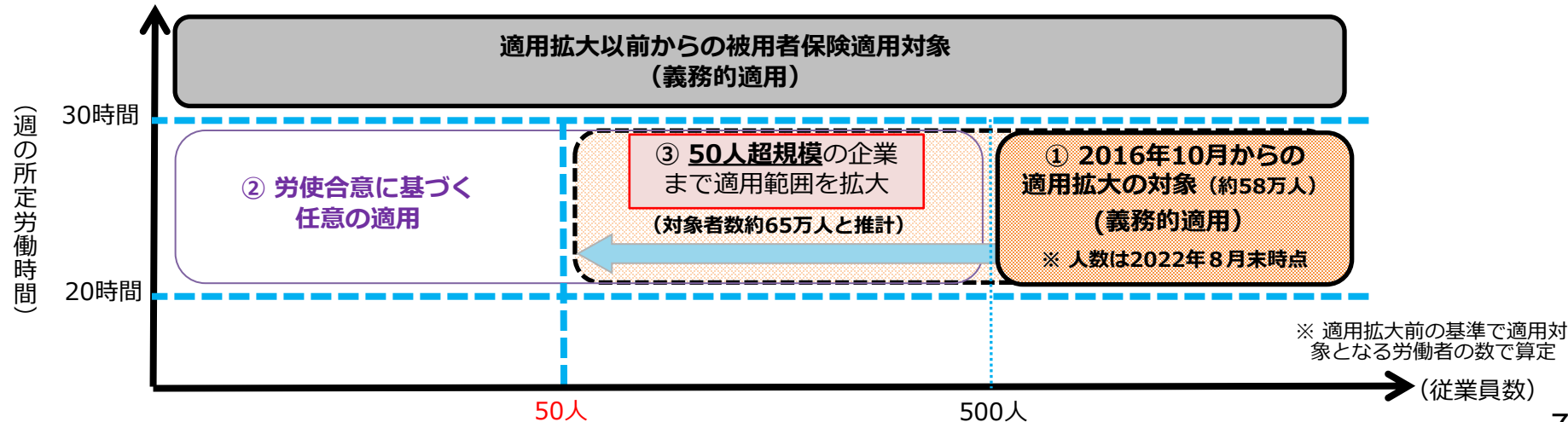
- (1) 週労働時間20時間以上
- (2) 月額賃金8.8万円以上(年収換算で約106万円以上)
(所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない)
- (3) 勤務期間1年以上見込み
- (4) 学生は適用除外
- (5) **従業員500人超の企業等**
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

500人以下の企業等について、
・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
・国・地方公共団体は、**適用**

(3) 勤務期間1年以上見込み
→ 実務上の取扱いの現状も踏まえて**撤廃**
(フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用)
※ 2022年10月施行

(5) 従業員 500人超の企業等
→ **50人超規模の企業まで適用範囲を拡大**
(2022年10月) 100人超規模の企業まで適用
(2024年10月) 50人超規模の企業まで適用

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



被用者保険の適用拡大のメリット

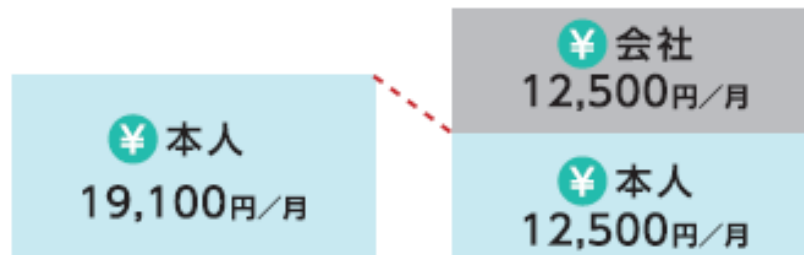
パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から給料天引きに！

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、**給料からの天引き**になります。

なお、**保険料の半分は会社が負担**します。

これまで → これから



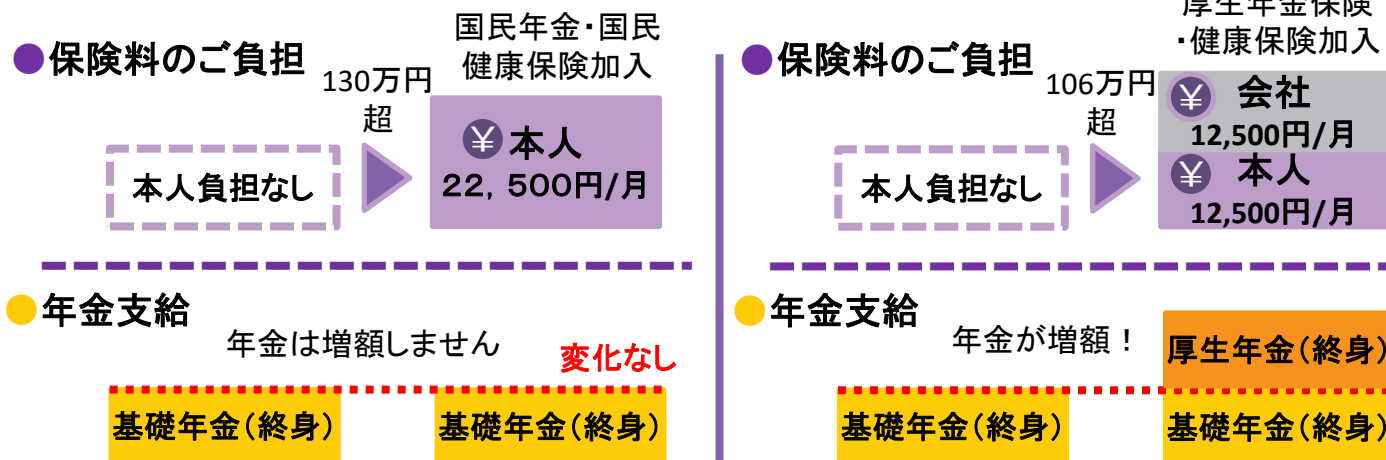
※金額は、年収106万円（月収8.8万円）の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養基準（130万円）を 意識せず働ける！

これからは、年収106万円（月額8.8万円）を超える等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険、健康保険に加入し**保険料負担(労使折半)**が新たに発生するものの、**その分保障も充実**します。

これまで → これから



※金額は、年収130万円の例です。

※金額は、年収106(月8.8)万円の例です。

被用者保険の適用拡大のメリット

メリット
年金

年金の **3** つの**保障が充実**！
年金が“**2階建て**”になり
保障がワイドになります！

これまで

これから

給付が
上乘せ

厚生年金も受け取れます。



障害の程度

重い

軽い

1級

2級

3級

保障が
ワイドに

厚生
年金

障害
厚生年金

障害
厚生年金

障害
厚生年金

障害手当金
(一時金)

●軽度な障害でも保障が充実!

基礎
年金

障害
基礎年金

障害
基礎年金

メリット
医療

あんしんの医療保険が
さらに充実！

傷病手当金



病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金



産休期間中、
給与の2/3相当を支給

詳しくは、
社会保険適用拡大特設サイトへ！



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

専門家活用支援事業もご案内しています

被用者保険が適用される個人事業所の非適用業種の見直し

【被用者保険の適用事業所（見直し前）】

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所（A）・・・**強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所（B）・・・**強制適用**
- ・ 上記以外（C）・・・**強制適用外**（労使合意により任意に適用事業所となることは可能 = **任意包括適用**）

【見直し内容】（令和4（2022）年10月施行）

弁護士・税理士等の法律・会計事務を取り扱う士業（※）を、5人以上個人事業所の適用業種（B）に追加する。

（※ 弁護士・公認会計士・公証人・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・海事代理士・税理士・社会保険労務士・沖縄弁護士・外国法事務弁護士・弁理士）

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種 →法定17業種（※）	強制適用事業所 (A)	(B)	
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業 洗濯・理美容・浴場業、娯楽業 デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業 政治・経済・文化団体、宗教 等			(C) 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積みおろしの事業
- ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
- ⑧ 物の販売又は配給の事業
- ⑨ 金融又は保険の事業

- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業
- ⑪ 媒介周旋の事業
- ⑫ 集金、案内又は広告の事業
- ⑬ 教育、研究又は調査の事業
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ⑮ 通信又は報道の事業
- ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- ⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業（令和4（2022）年10月施行）

強制適用事業所 …… 約254万事業所

任意包括適用事業所 …… 約10万事業所

注：適用事業所数は、2022年8月末現在

受給開始時期の選択肢の拡大

【見直しの趣旨】

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
 - ・ 65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給） → 年金額は減額（1月あたり▲0.5%、最大▲30%）
 - ・ 65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給） → 年金額は増額（1月あたり+0.7%、最大+42%）
- 高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行う。

【見直し内容】（（1）令和4（2022）年4月施行、**（2）令和5（2023）年4月施行**）

（1）繰下げ受給の上限年齢の引上げ

- ・ 現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）。
（改正法施行時点で70歳未満の者について適用）
- ・ 繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%（最大▲24%）、繰下げ増額率は1月あたり+0.7%（最大+84%）。
（それぞれの期間内において、数理的に年金財政上中立を基本として設定）
- ・ 上限年齢（70歳）以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度についても、連動して75歳に見直す。
（75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給することとする）

（2）70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度の新設

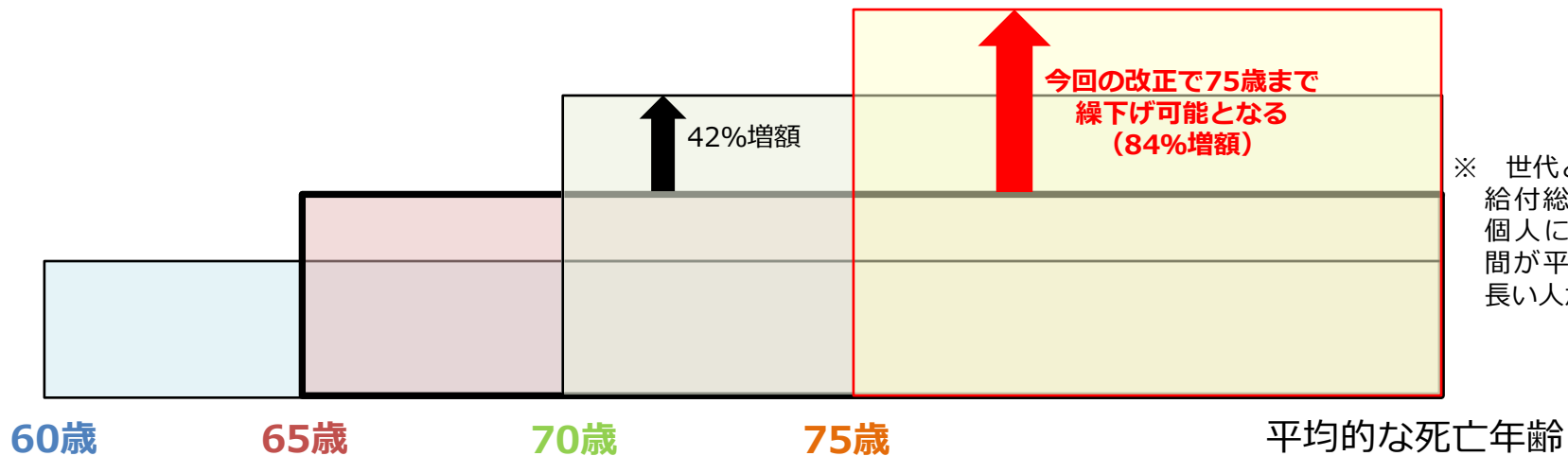
- ・ 70歳以降80歳未満の間に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。
（繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額）

※ 国共済・地共済・私学共済の退職年金についても、70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）等の見直しを行う。

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額が増額(最大42%増額)となる。
- 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



※ 世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

65歳からとなっている年金支給開始年齢の引き上げは行わない

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

・ 繰上げ減額率 = $0.4\% \times \text{繰り上げた月数 (60歳} \sim \text{64歳)}$

・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰り下げた月数 (66歳} \sim \text{75歳)}$

※ 繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.5%から0.4%に改正。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正前)	76% (70%)	80.8% (76%)	85.6% (82%)	90.4% (88%)	95.2% (94%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

1. 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ(令和4(2022)年5月施行)

(1) 企業型確定拠出年金(企業型DC)

- 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、見直し前は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、**厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者**とすることができるようにする。

(2) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))

- 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、見直し前は国民年金被保険者(第1・2・3号)の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、**国民年金被保険者(※)であれば加入可能**とする。

(※)国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

2. 受給開始時期等の選択枝の拡大

(1) 確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))(令和4(2022)年4月施行)

- DCについては、見直し前は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択枝の拡大に併せて、**上限年齢を75歳に引き上げる。**

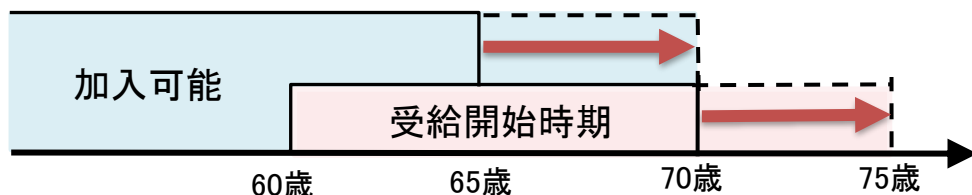
(2) 確定給付企業年金(DB)(公布日施行)

- DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、見直し前は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、**支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大**する。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択枝の拡大】

<企業型DC>

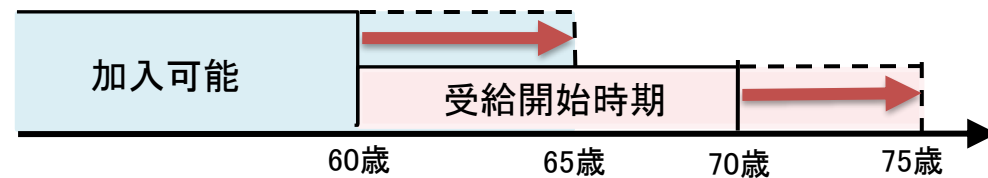
見直し前は65歳未満が拠出可(65歳→70歳)



見直し前は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

<個人型DC(iDeCo)>

見直し前は60歳未満が拠出可(60歳→65歳)

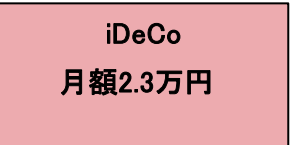
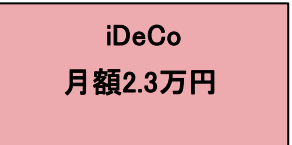
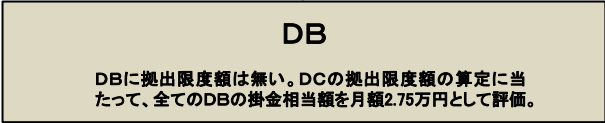
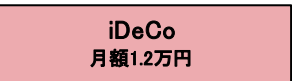
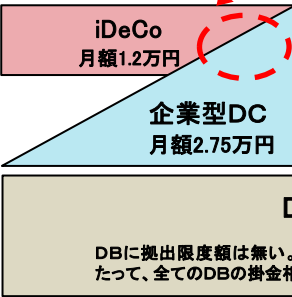
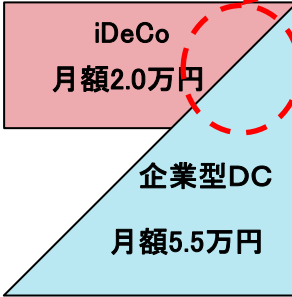
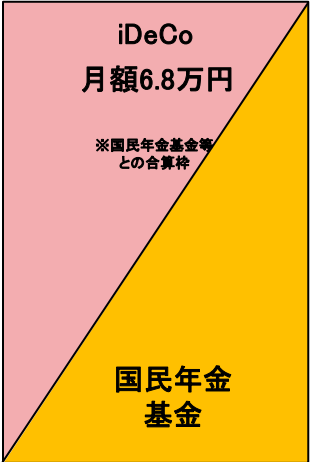


見直し前は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4(2022)年10月～令和6(2024)年11月)

- ①企業型DCのみに加入
- ②企業型DCと、DB等の他制度に加入
- ③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)
- ④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

●iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めと事業主掛金の上限引下げは、不要。
 ●事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額)が3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者及び
任意加入被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。
 ※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。
 ※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6(2024)年12月～)

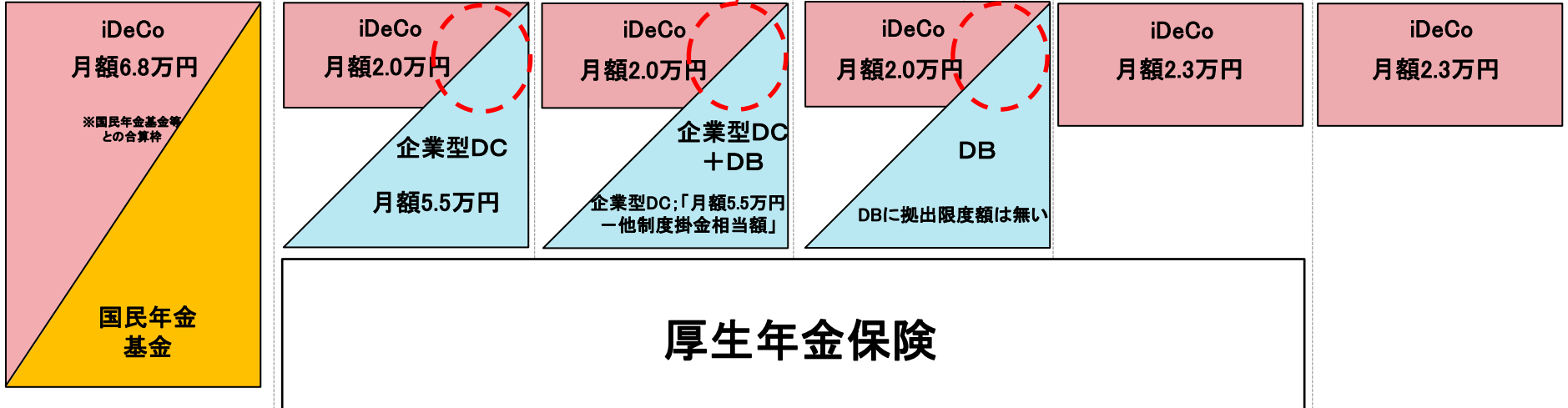
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- 企業年金(企業型DC・DB)に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
- 事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者及び
任意加入被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことにより同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

3. iDeCo改革について



資産所得倍増プラン：個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の改革

資産所得倍増プラン（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

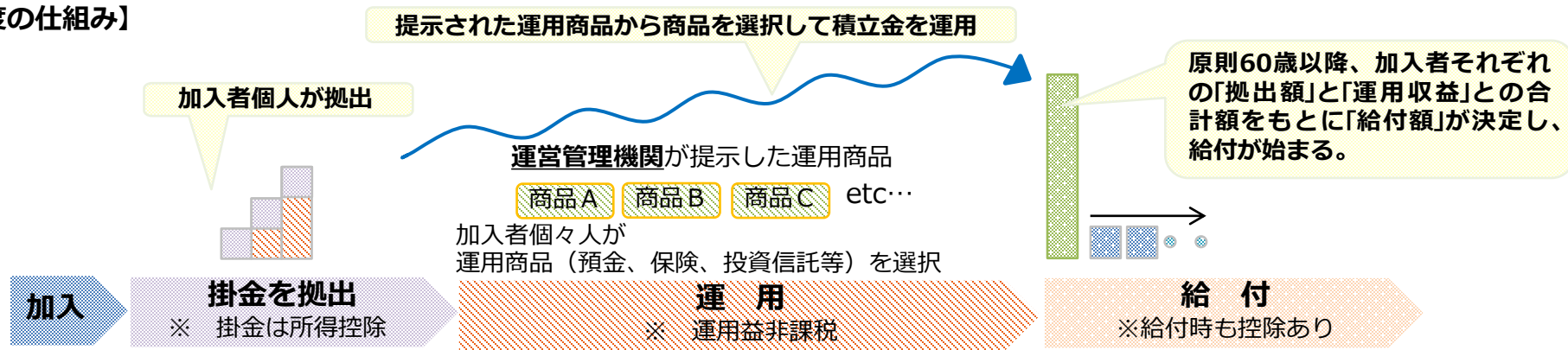
②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

【iDeCo制度の仕組み】



【加入可能要件】

国民年金被保険者

- ※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。

【掛金】

加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

- ※ 拠出限度額（令和6年12月1日時点）は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

【受給可能年齢】

60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

4. 年金制度に関する 周知・広報の推進

若年層を対象とした広報

1 若年世代向け参加型広報

- 年金広報コンテスト <第4回大臣賞受賞作品>
次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「令和の年金広報コンテスト」を開催しています。

ポスター部門
(小・中学生の部/一般の部)

動画部門

表彰式



■ 「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省（年金局）職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、みなさまのご意見を年金広報活動の改善につなげています。



■ 「年金セミナー」

日本年金機構では高等学校、大学、専門学校等のご協力のもと、年金セミナーを実施しています。



令和3年度は、全国で3,077回開催し、約19万人にお話をさせていただきました。

2 新たな学習教材の開発

小学生向け

中学生向け

大学生以上向け

<学習マンガ>



88万 View!



<学習教材>

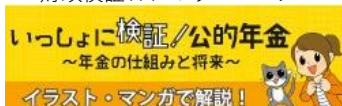


<クイズ動画>



55万 View!

<財政検証HPのリニューアル>



被保険者を対象とした広報

1 令和2年改正年金法の周知

令和4年10月施行の社会保険の適用拡大について特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを開発し、インターネットによる情報発信や「専門家活用支援事業」などを実施しています。

<特設サイト>



<ガイドブック>



2 公的年金シミュレーター

New!

①令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月からねんきん定期便に付される二次元コードも活用できる「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始しました。公開から6ヶ月で約100万件試算されています。



Ⅱ 年金事業運営関係

1. 国民年金保険料の 収納対策について


国民年金保険料の収納対策について

- 令和3年度の最終納付率（令和元年度分保険料）は78.0%（前年度から0.8ポイント増）。平成22年度分保険料（64.5%）から9年連続で上昇。統計を取り始めた平成14年度以降、最高値。
- 令和3年度の現年度納付率（令和3年度分保険料）は73.9%（前年度から2.4ポイント増）。平成23年度分保険料（58.6%）から10年連続で上昇。

納付率引上げに係る目標

【日本年金機構第3期中期計画（平成31年4月～令和6年3月）（抜粋）】

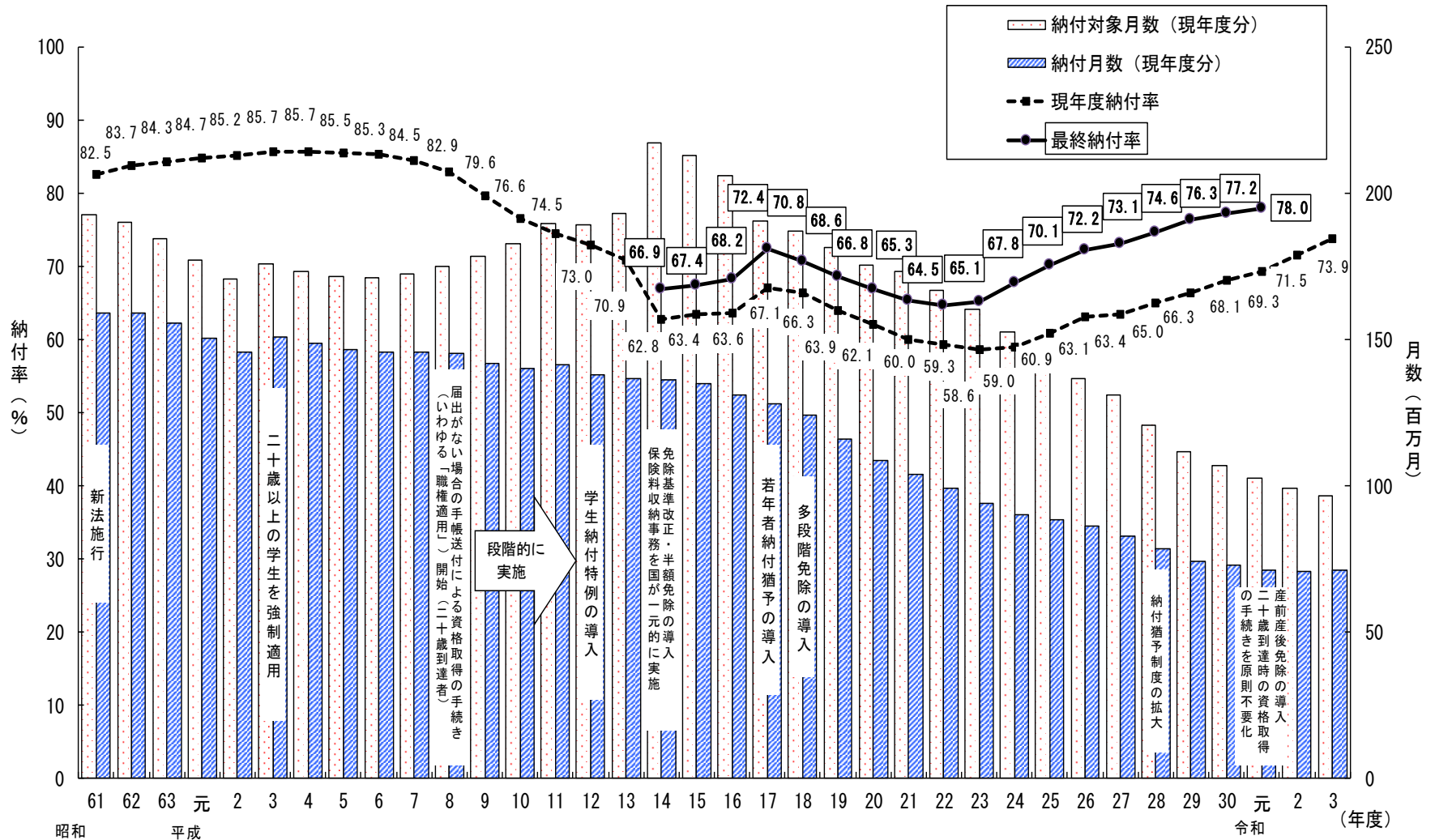
- ・ 現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に収納対策を実施し、中期目標期間中に70%台前半を目指す。
- ・ また、国民年金保険料の最終納付率については、中期目標期間中に70%台後半を目指す。

 さらに、その後なるべく早期の最終納付率80%達成を新たな挑戦として掲げ、日本年金機構において「国年納付率80%促進チーム」を設置し、収納対策を実施。併せて、コード決済等新たな納付方法の導入等を通じた納めやすい環境の整備を進める。

【取組の例】

- ・ 口座振替及びクレジットカードの利用促進並びに納付方法の拡大など納めやすい環境づくりの推進
- ・ 年齢や所得、未納月数等未納者の属性に応じた分析に基づく効果的、効率的な対策の実施
- ・ 受給要件満了間近の長期未納者への納付督励等無年金・低年金の防止あわせてこれらの施策に対応するための体制の整備を行っていく。

国民年金保険料の納付率等の推移



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

注3 令和3年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ10.0%、17.1%、12.1%、4.2%、0.1%となっている。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
 - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)

(口座振替率)

R1年度末	R2年度末	R3年度末
34%	→ 34%	→ 34%
291万人	285万人	281万人

- 口座振替による2年前納制度の導入 (利用状況) (H26.4~)
- | | | |
|------|--------|--------|
| R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 28万件 | → 26万件 | → 29万件 |

- クレジットカード納付の導入 (利用状況) (H20.2~)
- | | | |
|-------|---------|---------|
| R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 229万件 | → 261万件 | → 301万件 |

- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 1,528万件 | → 1,542万件 | → 1,517万件 |

- インターネット納付の導入 (利用状況) (H16.4~)
- | | | |
|----------|------------|------------|
| R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 280万件(※) | → 296万件(※) | → 303万件(※) |
- ※ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

- 現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入 (H29.4~)
- | | | |
|------|--------|--------|
| R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 10万件 | → 12万件 | → 15万件 |

未納者

市町村からの所得情報(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

文書

R1年度	3,272万件
R2年度	3,531万件
R3年度	3,657万件

電話

R1年度	2,350万件
R2年度	2,089万件
R3年度	2,102万件

戸別訪問(面談)

R1年度	419万件
R2年度	1万件
R3年度	229万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終催告状	142,871件	42件	2,117件
督促状	89,615件	0件	15件
財産差押	20,590件	41件	46件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任
 [基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10~)
 [実績] R1年度 79件 → R2年度 0件 → R3年度 0件

○ 納付督促の外部委託 (H17.10~)

	文書	電話	戸別訪問	合計
R1年度	582万件	2,348万件	412万件	3,342万件
R2年度	617万件	2,052万件	0万件	2,669万件
R3年度	848万件	2,068万件	223万件	3,139万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

- 免除や学生納付特例(学生の間での保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
 - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~) ・ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7~)
 - 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
 - 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)
 - 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~ ②申請免除手続きの簡素化H21.10~ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
 - 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4~)
 - 免除委託制度開始 (H28.4~)

(注) 国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円(令和2年度実績)。なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により強制徴収業務を停止したことから、算出していない。

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除の特例について

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合が多くあることが想定される。
- このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、感染症の拡大防止の観点に加え、今般の経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置を講じている。（令和2年5月1日受付開始）

1 要件

以下の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 感染症の影響による収入の減少
 - ・ 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。
- ② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること
 - ・ ①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。

※令和2年2月以降の任意の月における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して推計するなどにより行う。

※上記に該当する場合、国民年金法施行規則第77条の7第4号に規定する失業等に準ずるものとして全部免除、一部免除等をそれぞれ適用。

2 確認方法

- 「収入減少の理由」「減収後の当年中の所得の見込み」について、様式により簡易な申立を行う。
- 本人の申告をベースに判定を行うものとし、所得申立書以外の添付書類は原則不要とする。
 - ※ 申立書に、事後に、業務帳簿等、当該申告に係る所得見込額を明らかにする書類を確認する場合があるので、2年間は保管する旨明示。
（例：令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等が分かるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書）

3 免除の適用期間等

- 本特例手続きによる免除は、現在、令和2年2月分から令和5年6月分まで適用。
 - ※学特は令和2年2月分から令和5年3月分に適用
- 免除サイクルごとに、他の被保険者の免除申請と同様、改めて申請が必要。
 - ※本特例の終期については別途通知するまでの間の期間とする。
（令和5年度の取扱いについては検討中。）

2. 国民年金事務費交付金 について

国民年金事務取扱交付金の概要

[令和4年度予算額 310億円、令和5年度予算案 308億円]

(1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

(適用等事務、給付事務、免除事務)

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和三十四年法律第九号）（抄）
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）
第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
一～六（略）
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
八～九（略）
- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）
（事務費の交付）
第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。
 - 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和2年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の3区分に分類し、3区分ごとの単価により算出した額を合計した額を交付金の総額とするよう政令の改正を行った。
 - 政令に規定する3区分ごとの基準単価を基に、人件費算定基礎額及び物件費算定基礎額に3区分ごとの人数を乗じ市町村毎の交付金額を算定する方法を省令において規定した。

(2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

- 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

市町村への法定受託事務の主な内容

「法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものであり、必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。また、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。（総務省HP「地方自治制度」より）

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査（注）するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年法12①④
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2一
3. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査（注）するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2九
4. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2七
5. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査（注）するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2三
6. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査（注）すること。	国法105①④，国年令1の2四、十

（注）市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

国民年金事務に係る市町村との協力・連携

○「市町村との協力・連携」について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。

○なお、この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

市町村との協力・連携の状況（令和3年度）

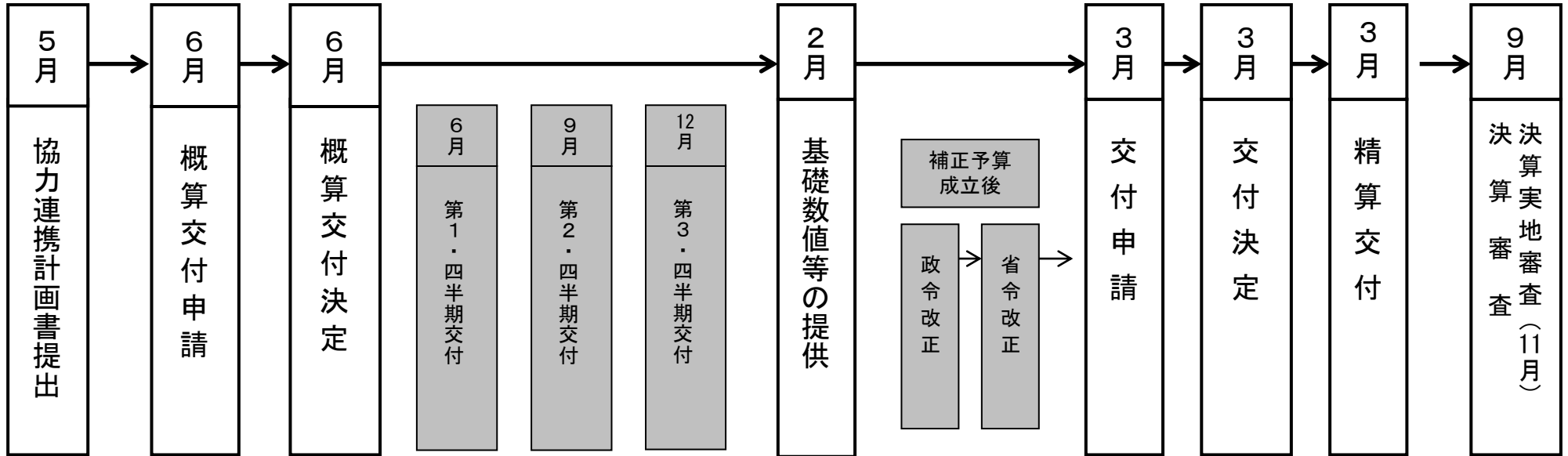
1 資格取得時等における保険料納付案内、 口座振替、前納の促進	(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	1, 695市町村
	(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	1, 503市町村
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載		1, 601市町村
3 市町村において行われる相談業務		1, 661市町村
4 各種情報提供	(1) 所得情報の提供（紙）	119市町村
	(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	30市町村
	(3) 電話番号の情報提供	1, 381市町村
	(4) その他の情報提供	1, 352市町村
	(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	1, 338市町村
5 障害者手帳交付者への障害年金周知		856市町村
6 その他地域の実情を踏まえた協力	申請免除該当者への案内状送付	199市町村

※（ ）内は、1,741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数（決算前速報値）

国民年金事務取扱交付金の事務の流れ

令和4年度

翌年度



[精算交付のスケジュール（見込み）]

- 1月下旬 基礎数値等の提供（年金機構→市町村）
- 2月上旬 基礎数値等の提供（年金局→厚生局）
- 2月10日 交付申請（見込）（年金局への報告期限）
- 3月中旬 事務費省令公布予定
- 3月中旬 交付要綱取扱通知
- 3月下旬 交付申請（年金局への申請期限）
- 3月下旬 交付決定
- 3月30日頃 精算交付（年金局から支払い）

※基礎数値等は、日本年金機構から提供

3. 国民年金システムの 標準化について

国民年金システムの標準化について

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「社会保障(介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理)に係る業務支援システムについて、標準仕様書を作成する。」とされていることを踏まえ、国民年金システムの標準仕様書(1.0版)を昨年8月に策定したところ。今年度中に改訂版を策定予定。

※厚生労働省HP ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 情報政策 > 地方公共団体情報システムの標準化の推進

■令和4年度における調査研究事業

- 令和4年5月～6月にかけて、標準仕様書(案)に対する意見照会を実施した。その結果を踏まえ、論点整理を行い、7月以降に有識者(市町村、システムベンダー等)が参画する研究会で議論を進め、とりまとめた結果に基づき、国民年金システム標準仕様書(1.0版)を作成し、8月末に公表した。
- 9月以降は研究会において、1.0版で申し送りとした検討事項について議論し、令和5年1月に、改版標準仕様書(案)に対する全自治体向けの意見照会を実施。
- 年度末を目途に改版標準仕様書を作成し、公表する予定。

<研究会等での討議事項(例)>

- ✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化(種別変更、海外転出)
- ✓ 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲
- ✓ 計算・判定を行う機能における要件の記載方針
- ✓ 各帳票様式の見直し基準
- ✓ 事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲

■令和5年度における調査研究事業(予定)

- 現在デジタル庁が主体となって検討を進めている各標準仕様書に共通する機能と、改版標準仕様書に定義している機能の整合性をとる作業を実施予定。令和5年度に改版標準仕様書(案)に対する全自治体向けの意見照会を予定しているので、市町村の皆様の協力をお願いしたい。

4. 年金手続のデジタル化の推進 について

年金手続のデジタル化の推進について（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

令和3年度以前

現在の取組

申請手続の電子化

紙による申請

個人

マイナポータルからの電子申請が可能に

国民年金第1号被保険者資格取得届、国民年金保険料免除申請、学生納付特例申請（R4.5～）

※付加保険料の納付の届出等についても今後対応予定。

国民年金保険料免除などの要件に該当する可能性がある場合は、日本年金機構からプッシュ型でお知らせ文書をマイナポータルに電子送付

国民年金保険料免除申請（R4.10～）、学生納付特例申請（R5.4～予定）

お知らせ文書から申請画面に遷移し、**そのまま電子申請が可能**となる。

※お客様の情報をあらかじめ申請画面に表示することによって入力の手間を省いた簡易な電子申請が可能。

郵送物の電子送付

日本年金機構から紙で郵送

個人

国民年金保険料控除証明書などを日本年金機構から活用可能なデータ形式でマイナポータルに電子送付

国民年金保険料控除証明書（R4.10～）、公的年金等の源泉徴収票（R5.1～）

送付されたデータをe-Taxに取り込むことにより、**簡単に年末調整・確定申告が可能**となる。

電子決済

国民年金保険料の納付書を窓口を持参して支払い

個人

国民年金保険料の納付書のバーコードをスマホで読み込み**キャッシュレス納付が可能**に

現行の口座振替やクレジットカード納付に加えて、〇〇ペイによる決済を開始（R5.2～予定）

いつでもどこでも国民年金保険料の納付が可能となり利便性が向上、**機会喪失の防止も見込まれる。**

5. 公的年金分野での マイナンバー利用について

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「**利用**」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「**情報連携**」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。
添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。 ※※ 順次本格運用に移行する。

6. 年金給付手続における 公金受取口座の利用について

年金給付手続における公金受取口座の利用について

1. 概要

令和4年10月31日以降、年金給付の受取口座として公金受取口座の利用を希望する方は、各種申請又は届出を行う際に、登録している公金受取口座を年金給付の受取口座とする旨申し出ることができるようになりました。

2. 事務処理上のお願い

- 申出は、請求書等の「公金受取口座として登録済の口座を指定」欄のチェックボックスにチェックを入れること等により行い、請求書等には、年金給付の受取口座情報を記載して下さい。
- 上記の場合は、金融機関若しくはゆうちょ銀行の証明又は通帳等の写しの添付は不要とします。（年金機構において、マイナポータル情報連携で取得した公金受取口座情報により確認を行います。）
- 申出後、公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。年金の受取口座を変更する場合は、別途、受取機関変更手続が必要となるため、請求書等の受付時に周知をお願いいたします。

※事務処理の詳細は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う事務取扱等について」（令和4年9月20日付け年管企発0920第2号／年管管発0920第2号。厚生労働省年金局事業企画課長／厚生労働省年金局事業管理課長通知）を参照ください。

<年金請求書の例>

指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、してください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

25	受取機関 ※	※1または2に0をつけ、希望する年金の受取口座を必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に☑してください。	フリガナ	(氏)	(名)
	1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行 (郵便局) <input type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		口座名義人氏名		
26	金融機関コード	28	支店コード (フリガナ)	29	預金種別
				1. 普通 2. 当座	30
				口座番号 (左詰めで記入)	
30	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※		
	記号 (左詰めで記入)		番号 (右詰めで記入)		

※1ページの氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。
※通帳等の写し (金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面) を添付する場合は公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
I 年金制度関係（P2～19）				
1. 年金制度の概況（P3～4）	総務課	企画係	大宮	3316
2. 年金制度改正について（P5～15）	総務課	企画係	大宮	3316
3. iDeCo改革について（P16～17）	企業年金・個人年金課	企画係	長野	3329
4. 年金制度に関する周知・広報の推進（P18～19）	総務課	年金広報企画室	添田	3398
II 年金事業運営関係（P20～38）				
1. 国民年金保険料の収納対策について（P21～25）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
2. 国民年金事務費交付金について（P26～30）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
3. 国民年金システムの標準化について（P31～32）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
4. 年金手続のデジタル化の推進について（P33～34）	事業管理課	企画係	松浦	3670
5. 公的年金分野でのマイナンバー利用について（P35～36）	事業企画課	企画係	上野	3579
6. 年金給付手続における公金受取口座の利用について（P37～38）	事業管理課	企画係	湯浅	3663